

除草作業委託 特記仕様書

第1章 一般共通事項

1. 一般事項

- 1) この特記仕様書は、枚方市が発注する除草作業委託に適用するものとする。
- 2) 業務の実施については、大阪府都市整備部監修の最新版の土木請負工事必携、本仕様書等によるものとする。
- 3) 業務の実施にあたっては、業務計画書を提出し市監督員と協議の上実施すること。
- 4) 本業務について受注者は、本仕様書並びに作業注意事項を確認し、業務責任者並びに主任技術者は草刈技術の向上をはかり安全作業を遂行すること。
また、業務責任者並びに主任技術者に関しては、作業員の健康状態を常に把握し作業に従事させるとともに、事故・ケガ等がないよう配慮すること。

2. 業務について

- 1) 場所・日時・数量等の業務委託指示書の引渡しをもって、個別の発注とする。
- 2) 履行期間については、令和6年7月1日から令和7年7月31日までとする。

3. 法令等の遵守

業務の実施にあたり、受注者は建設業法・道路交通法・都市公園法・騒音規制法・労働基準法・廃掃法・職業安定法・労働者災害補償保険法・その他関係法規及び発注者の条例、規定等業務実施に関する諸法令規則の遵守すること。

- 業務車両については自動車 NOx・PM 法(車種規制)等規制条件を満たしておくものに限る。
なお、本業務受注者であることを明確にするため、**社名入り車両等**にて確認できるようにすること。

4. 疑義

特記仕様書及び設計図書等に疑義のある場合もしくは業務上必要な事項で記載のないものについては、別途協議の上定めるものとする。

5. 苦情・要望等の処理

業務の実施にあたり、関係官公署及び地元代表者・周辺住民等と協議の必要がある場合は、速やかに市監督員に報告すること。

また、苦情・要望等を受けたときも同様に市監督員に報告し協議をおこなうこと。

6. 安全管理

- 1) 業務区域内外の安全管理については、作業区域周辺に利用者が立ち入り、事故等が起きることのないよう十分に現場を把握し、良好な現場管理を行うこと。
- 2) 作業中は安全確保のため、通行人・車両の誘導を行い、建造物等に損傷を与えないよう十分注意すること。
万一損害を与えた場合は、速やかに市監督員に報告するとともに受注者の責任において処理すること。
- 3) 路線(路上)作業では危険防止のため、交通誘導員・カラーコーン等を設け道路協議書に基づく安全管理を行い作業すること。
- 4) 路線(路上)作業では、危険防止のため**交通誘導員を作業箇所**に**1名以上配置**するものとする。
なお、各公園についてはこの限りではない。
- 5) 現場作業員は安全(防護衣・防護具等の使用)重視し作業すること。
- 6) 受注者は作業などを行う際の飛び石等が通行人及び隣接家屋、その他施設等に被害を及

ばすことが無いように養生を行い、十分注意して作業を行うこと。

- 7) 受注者は本業務の作業に伴い、第三者に与えた損害や建造物等に生じた損害を填補するため、保険等に参加し、その写しを業務計画書に添付すること。
また、併せて労災保険成立証明書を提出すること。

7. 提出書類

- 1) 提出書類については、提出書類一覧表(枚方市ホームページ参照)をもとに作成し、期日内に提出すること。
- 2) 業務計画書。
- 3) その他提出書類については、市監督員指定の様式にて作成するものとする。

8. 写真管理

- 1) 業務写真は、作業前・作業中・作業後の 3 枚一対とし、同一場所(同一風景)で撮影するものとする。
- 2) 業務写真は、原則として一箇所当たり(作業前・中・後・集草・積込・塵芥・処分 七枚で一対)を作業範囲にもよるが、概ね2~5対程度撮影するものとし、数日間にわたる作業についても作業中の写真を毎日撮影するものとし作業完了後速やかに提出すること。
また、作業車両を含める写真については必ず受注者の**社名が確認できるよう撮影**すること。
処分状況写真も同等とする。
- 3) 業務黑板は、業務名等・箇所番号・箇所名・月日・作業内容・作業(前・中・後・集草・積込・塵芥・処分)を明記すること。
- 4) 業務写真には、作業風景及び路線・路上にて交通誘導員を配置するとともに、必ず配置人員全員が写るよう明確に撮影すること。
- 5) 作業(作業前・作業中・作業後)写真は三枚一対とするが、集草・積込・塵芥・処分状況も作業毎に撮影するものとする。

9. 作業終に伴う検査(市監督員)

- 1) 現場検査
 - ・ 検査は基準として一箇所作業完了後、直ちに行うものとする。
 - ・ 検査の基準として除草した刈草の高さ及び清掃の状態を判断材料とする。
 - ・ 検査を受けようとする箇所は、受注者によってあらかじめ検査を受けられるような状態にして担当市監督員へ速やかに連絡をし、検査日を設定すること。
 - ・ 検査の結果、これに満たない場合は再作業を要求するものとする。
 - ・ 再作業を要求された場合は速やかに作業をし、再度検査をするものとする。
また、再度検査の結果が満たない場合は再々作業を要求するものとする。
これに対しての検査も上記と同様とする。
- 2) 書類検査
 - ・ 工程終了後に実施行程表ならびに写真・打合せ簿・業務日報・交通誘導員日報等を整備し、速やかに提出し書類検査を行うものとする。

10. 完了に伴う検査(検査員)

- 1) 完了検査
 - ・ 完了検査は、工期末日までに整備された書類を提出し、その書類を以って検査員が本業務の検査をするものとする。

11. 契約金支払いについて

- 1) 完了払い
本業務にかかる契約金の支払いは、検査完了後に完了払い金請求書をもって支払いするものとする。

第2章 業務関係

1. 一般共通事項

業務の実施は、第1章・1に基づき行うこと。

2. 管理業務

- 1) 本業務について受注者は本仕様書を確認し、業務責任者並びに主任技術者は技術の向上をはかり安全作業を遂行すること。
- 2) 業務責任者並びに主任技術者に関しては作業員の健康状態を常に把握し作業に従事させるよう努め、作業時の事故・怪我等にも気を配ること。
また、業務箇所の危険箇所を事前に把握し、作業時の事故・怪我等にも気を配ること。
- 3) 本作業は、機械除草（肩掛式）及び人力除草（抜取を含む）を行うものとする。
- 4) 機械除草については、事前に調査し樹木及び施設等に損傷を与えないように行うこと。
- 5) 人力除草については、指定程度まで行い、雑草類の根株を残さないように抜き取ること。
この際、土はよくふり落とすとともに既存植物の根が浮き上がった場合には、よく抑えて植え直すこと。
- 6) 除草跡は凹凸のないようならし、清掃を行うこと。
- 7) 作業中は、通行人・建造物・車両等に損傷を与えないよう十分注意し、万一損害を与えた場合は、速やかに市監督員に連絡するとともに受注者の責任に於いて処理すること。
- 8) 集草の処分先については、枚方市から指定を受けている一般廃棄物再生利用業者へ処分すること。
- 9) 草処分地は積算上「枚方市中宮大池4丁目3-6」とし、運搬距離は3.3kmとする。
- 10) 契約後速やかに【処分受入承諾書】を処分先と結び提出すること。また、本業務完了時には【処分受入証明書】を提出すること。
- 11) 業務場所から発生する空ビン・ゴミ等の塵芥は、分別を行い、関係法令及び条例を遵守し受注者の責任において適正に処分すること。
また、大型ゴミはこの限りではない。
- 12) 作業で発生した刈草等は、現場に放置せず必ず持ち帰り、良好な現場管理を行うこと。

第3章 積算について

- 1) 本業務の積算については、令和5年度建設工事積算基準等（国土交通省）を参考に計上している。「建設工事積算基準書等」については、大阪府都市整備部公表の読替え規定を適用する。
- 2) 労務単価については、令和6年3月適用公共工事設計労務単価を採用している。
- 3) 材料・資材・機械リースの単価は、令和6年4月の物価本及び、令和6年度大阪府資材調査単価、令和6年度枚方市資材調査単価及び以下の単価を参考に計上している。

番号	名称	規格	単位	単価	適用
1	処分費（草）	枚方市 中宮大池地区	t	12,600 円	見積り
2	処分費（草）	枚方市 中宮大池地区	m ³	4,000 円	見積り
3	防草シート敷設	労務費 100 m ² 当たり 諸雑費含む		77,335 円	見積り
4	GU シート（グリーン）	1m/2m×25m	m ²	1,480 円	見積り
5	U 型アンカーピン	φ 6 mm×250 mm	本	68 円	見積り
6	GU テープ（グリーン） スリット品	□10 cm 250 枚入り	組	13,500 円	見積り

7	防草目地シート敷設 (シート重ね部・構造物端部 接着)	労務費 100m 当たり		8,720 円	見積り
8	アタッチ	シリコーン系 333ml	本	1000 円	見積り
9	GU テープ (グリーン)	W=10 cm L=25m	巻	12,000 円	見積り

第 4 章 その他

1. 受注者は、着手日・完了日・休日等重要事項は、必ず市監督員に連絡すること。
2. 安全対策、住民対策等については受注者で行うこと。
3. 本市は多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和 2 年 2 月に宣言した「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」や SDGs (持続可能な開発目標) のゴール達成を見据え、第 3 次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていくため令和 3 年 4 月 1 日「枚方市環境方針」を策定した。
業務に関しては、別紙「環境方針」を参考に十分環境に配慮され執行されたい。

枚方市環境方針

＜基本理念＞

枚方市は、淀川とその支流である船橋川、穂谷川、天野川からなる豊富な水の流れや東部地域に広がる里山、身近にふれあえるみどりなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化を大切に継承しながら、住宅都市として発展してきました。

近代の私たちの日常生活や経済活動は、市域の身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きく影響を与えています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和2年2月に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」やSDGs（持続可能な開発目標）のゴール達成を見据え、第3次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

＜基本方針＞

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大など、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを推進します。
3. 第3次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
4. 「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。
5. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
6. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
7. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
8. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

令和3年4月1日

枚方市長 伏見 隆